

ボーンズフォーライフの規約

ティーチャー トレーニング 受講について

- ・ 現在 移行措置として終了年数制限は入学から3年以内となっていますが、時期をみて2年とさせていただきます
- ・ 基礎コース、アドバンスコース、メンタリング、ディダクティック それぞれのコースを受講する前に受講料を全額お支払いください
- ・ メンタリングとは基礎コース、アドバンスコースで学んだことを基に自分が先生となりレッスンをを行う
- ・ ディダクティックとはメンタリングで学んだことをさらに発展させ、自分が先生となり与えられた時間内にレッスンをを行う
- ・ マニュアルはティーチャー トレーニングのディダクティックに参加する方のみ販売します
- ・ 別途マニュアル代必須 英語20,000円、日本語 28,000円 送料別
- ・ マニュアルのコピー、販売、他人への貸与は厳禁
- ・ マニュアルはBones for Life Japanが管理を行い、正式な申し出があった場合にのみ販売する
- ・ 指導者養成コースやワークショップ、講演会等で録画及び録音することがあります
- ・ Bones for Life Japanで撮影や録音したビデオ、MD、テープ等の貸与は出来ません(Bones for Life Japanにて視聴は可能)
- ・ コースの途中での移籍可能

卒業後について

- ・ 資格証書はBones for Life Japanが発行し、Bones for Life Japan代表のサインの無い証書は無効となり教える資格はありません
- ・ トレーナー、ティーチャーで今後、Bones for Lifeの名前及び内容で、ワークショップ、講演、イベント等を開催する場合、必ずBones for Life Japanに連絡する事
- ・ トレーナー、ティーチャーはティーチャー トレーニング(指導者養成コース)を始める前に、Bones for Life Japanへ生徒の情報登録をお願いします
- ・ トレーナー、ティーチャーは各プログラム終了時、Bones for Life Japanへ連絡し、資格証書の手続きを行い、証書発行に伴う料金を支払う事(銀行振り込みをお願いします)
- ・ トレーナー、ティーチャーは各プログラムの進捗状況を把握し、形式は問いませんので一覧表を作成し、証書申請時に添付する事
- ・ トレーナー トレーニング終了後、パイオニア トレーナーは2年以内に200時間の生徒へのレッスンを終了した時点でレッスン時間記録表と10枚から30枚の小論文をBones for Life Japan に送付する事(提出の無い方はティーチャーの資格になることがあります)
- ・ トレーナー、パイオニア トレーナー、ティーチャーは5年毎にレポート(何枚でも結構です)の提出が義務付けられていますのでワークショップや講演等を主宰及び参加したワークショップや講演等を主宰及び参加した際のレポートを提出(提出のない場合は資格を失うことがありますので、再度卒業時期をご確認)してください。
- ・ ボーンズフォーライフの資格でマニュアルに記載以外、他人に触れてフェルデンクライス メソッドの FI のような施術をすることは出来ません
- ・ トレーナー、ティーチャーは、パソコンのメールアドレスを Bones for Life Japanのメールアドレスへ連絡ください
- ・ 国際本部及びBones for Life Japan のホームページにトレーナー、ティーチャーの氏名、県と市、電話、FAX、メールアドレス等を掲載致します(了承しない方はご連絡ください)
- ・ 住所、電話等変更があった場合すみやかに Bones for Life Japan(本部)へ連絡する事

- ・ 上記金額や受講時間、その他の事柄について、国際本部から規約変更の新たな情報が入りましたら改めてお知らせ致します
- ・ 内容で不明な点がありましたら、ご連絡ください。組織や規約に関することは全て担当 藤井 英貴 にお問い合わせ下さい

ムーブメント インテリジェンス ジャパン Movement Intelligence Japan

ボーンズ フォー ライフ ジャパン Bones for Life Japan www.bonesforlife.jp

株式会社日本ソマティックライフ Japan Somatic Life Co., Ltd.

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-5-22-1103 TEL:06-7492-0140 FAX:06-7492-0169

Email: nsl@gaia.eonet.ne.jp